	⑸　本遺伝子組換えトウモロコシの花粉の飛散を防止するため、除雄又は雄穂の袋がけを行う。 ⑹　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑺　⑴から⑹に掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　09―46Ｐ―0008

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事長　堀江　　武 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	高トリプトファン含量イネ （*OASA1D, Oryza sativa* L.）(KPD627―８）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 名　　称：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 作物研究所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成23年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該イネの隔離ほ場の外への流出を防止するため、沈殿槽、網等の設備を排水系統に設置している。 ⑷　野生動物等の摂食を防止するため、遅くとも出穂期までには、防鳥網を本遺伝子組換えイネの栽培水田を取り囲むように設置する。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えイネ及び比較対照のイネ以外の植物が、当該イネの栽培水田で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えイネを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該イネが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えイネの栽培終了後は、当該イネ及び比較対照のイネを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えイネが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　09―46Ｐ―0009

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事長　堀江　　武 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	高トリプトファン含量イネ （*OASA1D, Oryza sativa* L.）(KPD722―４）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 名　　称：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 作物研究所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成23年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該イネの隔離ほ場の外への流出を防止するため、沈殿槽、網等の設備を排水系統に設置している。 ⑷　野生動物等の摂食を防止するため、遅くとも出穂期までには、防鳥網を本遺伝子組換えイネの栽培水田を取り囲むように設置する。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えイネ及び比較対照のイネ以外の植物が、当該イネの栽培水田で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えイネを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該イネが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えイネの栽培終了後は、当該イネ及び比較対照のイネを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。